

春日部市庄和勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成17年条例第88号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後

(開所時間)

第 8 条 センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後 10 時まで延長することができる。

(施設の使用時間)

第 8 条の 2 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを午前 8 時 30 分から午後 10 時までとすることができる。

(使用料の減免)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 15 条

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定については、平成 19 年 9 月 30 日までの間、これを適用しない。

別表 (第 13 条関係)

施設等の名称	1 時間当たりの使用料 (円)

改正前

(開所時間)

第 8 条 センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後 10 時まで延長することができる。

(使用料の減免)

第 14 条 市長は、使用者がセンターの施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため使用する場合で、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 15 条

(3) 使用者の申出により、許可に係る事項の変更又は取消しがあったとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定については、当分の間、これを適用しない。

別表 (第 13 条関係)

時間区分	金額 (円)			
施設等の名称	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分	午後 5 時から午後 9 時	午前 9 時から午後 9 時 30 分

講義室 (1)	550
講義室 (2)	400
研修室	350
会議室	150

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第8条の2ただし書の規定による市長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。

3 (略)

		まで	30分まで	まで
講義室 (1)	1,600	1,900	2,300	5,800
講義室 (2)	1,200	1,400	1,800	4,400
研修室	1,000	1,200	1,600	3,800
会議室	500	600	800	1,900

備考

- 1 本市、蓮田市、宮代町、白岡町及び杉戸町に住所を有しない個人又は法人その他の団体が使用する場合の金額は、所定の使用料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 施設等（附属設備を除く。）の使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、所定の使用料（前号に該当する場合は、同号の規定による使用料）の金額に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。ただし、入場料等の金額が2種類以上定められているときは、その最高額をもって入場料の金額とする。
 - (1) 入場料等が1人当たり500円未満のとき 100分の120
 - (2) 入場料等が1人当たり500円以上1,000円未満のとき 100分の130
 - (3) 入場料等が1人当たり1,000円以上2,000円未満のとき 100分の150
 - (4) 入場料等が1人当たり2,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
 - (5) 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200
- 3 施設等（附属設備を除く。）の使用目的が次に掲げる場合の使用料は、所定の使用料（第1号に該当する場合は、同号の規定による使用料）の金額に100分の120を乗じて得た金額とする。
 - (1) テレビの公開放映及び公開録画
 - (2) ラジオの公開放送及び公開録音

4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条及び附則第1項の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。